

大学・大学院の教育研究上の目的

【秋田大学学則(一部抜粋)】

(目的)

第1条 秋田大学(以下「本学」という。)は、学術、文化の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって平和文化の進展に寄与する人材の育成を目的とする。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 本学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を規程等に定め、公表するものとする。

【秋田大学大学院学則(一部抜粋)】

(目的)

第2条 秋田大学大学院(以下「大学院」という。)は、本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(教育研究上の目的の公表等)

第2条の2 大学院の研究科は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を規程等に定め、公表するものとする。